

# 記載例

## 工場設置 変更 認可申請書

○年○月○日

葛飾区長 殿

葛飾区立石5-13-1

住所 株式会社 葛飾製作所

氏名 代表取締役 葛飾 太郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話 (00-0000-XXXX)

第81条第1項

~~第82条第1項~~

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第82条第1項~~ の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第 号				年	月	日
	変更事由	1 業種	2 作業	3 建物	4 施設			
工場の名称	株式会社 葛飾製作所 (東立石工場)							「用途地域」「業種」「作業の種類」については補足資料を参照し記入する。 葛飾区内の水域は下水道区域です。
工場の所在地	葛飾区東立石1-9-1							
地域等	用途地域			水域				
	工業地域			下水道区域				
業種①	① 金属製品			② 金属の切削加工				
作業の種類②								
主要生産品目	自動車部品							
資本金	300万円			作業時間	8時00分から			
					18時00分まで(9時間)			
自動車の出入口が接する道路の幅員	4.0m			100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 △位置:別紙(案内図) のとおり 無			
工事着工予定	○年○月○日			工事完成予定	○年○月○日			
従業員数	5人			常用雇用者数	5人			
公害防止担当部課	担当部課 工場長 責任者氏名 葛飾 一郎							従業員数: 当該工場で就業している正社員の数です。 常用雇用者数: 正社員およびパート・アルバイトの合計数です。複数の事業所がある場合は、全事業所の合計人数を記入してください。
連絡先	所属 総務課 氏名 葛飾 二郎 電話番号 0000-0000 (ファクシミリ番号0000-0000 電子メールアドレス )							
※受付欄				※手数料	FAX、メールアドレスはなるべく記入してください。			

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
 2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。  
 3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。  
 4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7-4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。  
 5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。  
 6 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。  
 7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後 (設置) 104.59 m <sup>2</sup>	2 変更前	m <sup>2</sup>		
	建物の配置等	△別紙 (別紙1 その1) のとおり				
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙 (別紙1 その2) のとおり				
	周囲の状況	△別紙 (案内図) のとおり				
施の状況	機械・設備等の施設	△別紙 (別紙1 その3) のとおり				
	構造・配置・使用方法	△別紙 (平面図) のとおり				
動力用電力の合計 (kW)		その他の電力の合計 (kW)	総燃料油使用量 (□/日)	総用水量 (□/日)	取水方法	総排水量 (□/日)
121.8		10				
2						
工場に取り扱う有害ガス又は有害物質		別紙 使用薬品一覧のとおり				
作業の工程		材料→切断・切削加工→研磨・洗浄→製品(出荷)				
		屋外の作業	なし			
公害防止措置の概要 (一時的作業に伴う措置を含む。)		(騒音対策) 建物構造：鉄骨造、外壁：ALC (厚100)、内壁：吸音ボード、窓：アルミサッシ網入りガラス (二重)、コンプレッサー：低騒音型 (コンプレッサー室内設置) 作業中は開口部閉鎖 (振動対策) プレス：防振ゴム設置 (粉じん対策) バフ研磨機：集塵機 (バグフィルター式) (有害ガス・悪臭対策) トリクレン洗浄機：活性炭処理装置				

作業用の水 (上水道、工業用水道、地下水)

補足資料を参考に使用する薬品名 (材料等に含有するものを含む)

作業フローの概要

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「敷地面積」の欄は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにし、別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 3 「公害防止措置の概要」の欄は、騒音、振動、悪臭等の公害現象についてその対策概要を記入すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場に取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

騒音、振動、悪臭等の公害現象についてその対策概要を記入

敷地内建物の配置及び給排水系統図

## 別紙のとおり

### (1) 案内図

- ・住宅地図に敷地境界から100mの線を入れた図面
- ・隣地や近隣における建物の用途、配置、道路状況など周囲の状況がわかる図面
- ・50m以内の学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームがわかる図面

### (2) 建物配置図

- ・敷地図面に各建物が配置されている図面

### (3) 機械配置平面図

各建物の平面図を利用して以下を記入してください。

- ・事務所、作業場などの建物用途がわかるように書き込む
- ・作業場面積をわかるように書き込む
- ・機械、設備の施設番号を各階平面図に書き込む
- \* 作業場面積が図面から算出することが可能な階別平面図を使用すること

### (4) 立面図

各建物の東側、西側、南側、北側の立面図(2面以上)

### (5) 設備の構造がわかるパンフレット、カタログ、設備図面など

### (6) その他 必要に応じて断面図、矩計図(かなばかりず)等

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
  - 2 給排水系統については、給水(青)及び排水(赤)の色分けをすること。
  - 3 適当な図面があれば、それによることできる。

建物の棟別用途・構造・面積等							
棟別 番号	新既 の別	用 途	階 数	構 造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
	新設	工場・住居	3階	鉄骨造	74.34	195.84	67.21
				木造、鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）等			
合 計					74.34	195.84	67.21

別紙

単なる照明器具、事務機械は設備機械に含めない（直接作業に供する設備機械を記入する）

等

動力（モーター用）に使用する定格出力（100V、200Vの区別はない）

電解用、電熱用電力等に使用する電力

る施設番号	の別	種	の能力	台 数	動 力 (kVA) (原動機)	その (kVA) (原動機以外)
1	新設	ボールパン		1	0.4	
2	//	グラインダー		1	0.4	
3	//	CNCセンパン		1	2.25	
4	//	フライス		1	1.5	
5	//	5号プレス	98kgキューブ	1	0.75	
6	//	3号プレス	294kgキューブ	1	1.5	
7	//	電気溶接機		1		10
8	//	バフ研磨機		1	0.75	
9	//	集塵機	バグフィルター式	1	1.5	
10	//	コンプレッサー		1	7.5	
11	//	クーラー		1	2.25	
12	//	トリクレン洗浄機		1	1.5	
13	//	活性炭処理装置		1	1.5	
合 計				13	21.8	10

ばい煙、粉じん、有害ガス、悪臭の発生に関係のある設備機械について記入する。

別紙2 その1

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法					
工場における施設番号		8	12		
種類・名称・型式		バフ研磨機	トリクリ洗浄機		
使用開始（予定）年月日		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		
規模	主要寸法（m） 又は定格出力（kW）	0.75kw	1.5kw		
	伝熱面積・火格子面積・火床面積 又は羽口面断面積（m <sup>2</sup> ）				
	原材料処理能力（t/h） 又は焼却能力（kg/h）				
	燃料の燃焼能力（ℓ/h、m <sup>2</sup> N/h） 又は変圧器の定格容量（kVA）				
	乾燥施設の容量（m <sup>3</sup> ）				
	電流容量（kA） 又はポンプの動力（kW）				
使用状況	1の使用時間・1月の使用日数	9時～17時 20日/月	9時～17時 20日/月	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動	なし	なし		
原材料	種類	研磨剤	トリクレン		
	使用割合				
	いおう分（%）カドミウム分（%） 又は鉛分（%）				
	1日の使用量	1kg/日	5ℓ/月		
燃料又は電	種類				
	灰分（%）・いおう分（%）				
	発熱量				
	1日の使用				
	混焼割合				
参考事項					
<p>備考 1 この用紙は、申請書の「機械・設備等の施設」欄に記入した施設のうち、条例別表第7-1の部(1)の款の付表第1に掲げる施設、同条例別表第3に掲げる有害ガスを発生する施設、粉じんを発生する施設（施行規則別記第7号様式の別紙3又は4に該当する施設を除く。）及び悪臭を発生する施設について記入すること。</p> <p>2 「いおう分（%）カドミウム分（%）又は鉛分（%）」欄の記入に当たっては、重量比及び容量比の別を明らかにすること。</p> <p>3 酸素吹込式の炉については、「参考事項」欄に、酸素吹込量、使用時間等を記入すること。</p>					

## ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法

処理施設の工場における施設番号		9		13			
処理する発生施設の工場における施設番号		8		12			
処理施設の種類・名称・型式		集塵機 (バグフィルタ-式)		活性炭処理装置			
使用開始(予定)年月日		〇年〇月〇日		〇年〇月〇日			
処理能力	総排出物の量 ( $m^3N/h$ )	最大	10 $m^3$ /分	20 $m^3$ /分			
		常用					
	総排出物の温度 ( $^{\circ}C$ )	処理前					
		処理後					
	総排出物中の酸素濃度(%)	処理後					
	ばい煙の濃度 ( $g/m^3N$ )	処理前					
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	
	いおう酸化物の濃度 (容量比ppm)	処理前					
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	
	ばい煙の濃度等	最大	処理前				
			処理後 (効率%)	( )	( )	( )	
		常用	処理前				
			処理後 (効率%)	( )	( )	( )	
	窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)	最大	処理前				
			処理後 (効率%)	( )	( )	( )	
常用		処理前					
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )		
有害ガス・粉じん・悪臭	研磨粉じんの濃度 ( )	処理前					
		処理後 (効率%)	(95%)		( )		
	有害ガス・トリクロエチレンの濃度 ( $mg/m^3N$ )	処理前		3000			
		処理後 (効率%)		150 (95%)	( )		
使用状況	1日の使用時間・1月使用日数		9時~17時 20日/月	9時~17時 20日/月	時~時 日/月	時~時 日/月	
	季節変動		なし	なし			
煙突・排気塔	高さ(m)			10m			
	頂口径(m)			0.3 $\Phi$			
	排出速度( $m/s$ )			1.5 $m/s$			

備考 1 ばい煙の濃度等は、乾きガス中の濃度等とすること。

備考 2 有害ガス・粉じん・悪臭の「 の濃度」欄には、有害ガス、粉じんについてはその種類を、悪臭については悪臭の文字を記入し、( ) 欄には、 $cm^2/m^3N$ 、 $mg/m^3N$ 、臭気指数又は臭気排出強度の文字を記入すること。

騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		5	6	10	
種類・名称・型式		5号プレス	3号プレス	コンプレッサー	
公称能力		75kW (98kgf・メートル)	1.5kW (294kgf・メートル)	7.5kW	
数		1	1		294kgf・メートル=30トン
使用開始(予定)年月日		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～18時 20日/月	8時～18時 20日/月	8時～18時 20日/月	時～時 日/月
	季節変動	なし	なし	なし	
	騒音又は振動の防止の方法 騒音対策：低騒音型コンプレッサー（コンプレッサー室内に設置） 窓（アルミサッシ網入りガラス戸2重） 内壁（防音ボード10mm） 振動対策：3・5号プレス（防振ゴム）				
事業用自動車	種類	ライトバン			騒音、振動を防止するための方法を具体的に記入。
	用途	製品運搬			
	積載量	2000kg			
	台数	2			
	1時間当たりの出入回数				
	1日当たりの出入回数	6			

備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。

2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。



# 認可申請書記載例の補足資料

## ○ 用途地域

第1種低層住居専用地域（1低）  
第1種中高層住居専用地域（1中）  
第2種住居地域（2住）  
商業地域（商業）  
第2種特別工業地区（2特）  
第1種特別工業地区（1特）

第2種低層住居専用地域（2低）  
第1種住居地域（1住）  
近隣商業地域（近商）  
準工業地域（準工）  
工業地域（工業）

## ○ 業種

食料品  
飲料・飼料・たばこ製造  
繊維工業  
家具・装備品  
パルプ・紙加工品  
出版・印刷同関連  
化学工業  
石油・石炭製品  
プラスチック製品  
ゴム製品  
窯業・土石製品  
鉄鋼業  
非鉄金属  
なめし革・毛皮製造  
衣服、その他の繊維製品

金属製品  
一般機械器具  
木材・木製品  
電気機械器具  
輸送用機械器具  
電子部品製造  
情報通信機械器具  
その他の製造  
電気・ガス・水道業  
運輸（鉄道・旅客・貨物）  
サービス（廃棄物処理）  
サービス（洗たく）  
サービス（自動車整備）  
サービス（機械等修理）  
その他

## ○ 作業の種類

食品加工  
羽毛・繊維・皮革の洗浄・漂白・染色  
縫製・織物・編物  
木材加工  
紙加工  
出版・印刷  
プラスチック射出成型  
プラスチック塗装  
プラスチック加工  
ゴム加工  
皮革加工  
ガラス研磨・加熱加工  
メッキ・アルマイト表面処理等  
金属のプレス・切断・型絞り

金属切削加工  
金属塗装  
金属研磨  
金属溶接  
金属の鍛造・圧延・熱処理  
金属溶融  
洗濯  
自動車整備  
写真の現像  
廃棄物処理  
有害ガスを排出する物の加工製造  
有害物質を排出する物の加工製造  
その他

○ 有害ガス

ふっ素及びその化合物	トリクロロエチレン
シアン化水素	テトラクロロエチレン
ホルムアルデヒド	ピリジン
メタノール	酢酸メチル
イソアミルアルコール	酢酸エチル
イソプロピルアルコール	酢酸ブチル
塩化水素	ヘキサン
アクロレイン	スチレン
アセトン	エチレン
塩素	二硫化炭素
メチルエチルケトン	クロルピクリン
メチルイソブチルケトン	ジクロロメタン
ベンゼン	1・2-ジクロロエタン
臭素及びその化合物	クロロホルム
窒素酸化物	塩化ビニルモノマー
トルエン	酸化エチレン
フェノール	砒素及びその化合物硫酸（三酸化いおうを含む）
硫酸（三酸化いおうを含む）	マンガン及びその化合物
クロム化合物	ニッケル及びその化合物
キシレン	カドミウム及びその化合物
塩化スルホン酸	鉛及びその化合物

○ 有害物質

有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びENPに限る）	
カドミウム	1, 1-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 2-ジクロロエチレン（シス・トランス）
鉛及びその化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
六価クロム化合物	1, 1, 2-トリクロロエタン
砒素及びその化合物	1, 3-ジクロロプロペン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チウラム
アルキル水銀化合物	シマジン
ポリ塩化ビフェニル	チオベンカルブ
トリクロロエチレン	ベンゼン
テトラクロロエチレン	セレン及びその化合物
ジクロロメタン	ほう素及びその化合物
四塩化炭素	ふっ素及びその化合物
1, 2-ジクロロエタン	1, 4-ジオキサン
	塩化ビニルモノマー